

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令案に関する意見募集の結果について

令和8年6月3日
厚生労働省
健康・生活衛生局難病対策課

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令案について、令和8年3月25日（水）から同年4月23日（木）まで御意見を募集したところ、1件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	<p>> 児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令案について(概要)</p> <p>そもそも、児童福祉法施行規則は改正したいものの一例に過ぎず。障害者の日常生活…や難病の患者に対する医療…は改正の影響を受ける当事者が児童…とは異なるので、意見募集の方法がよくない。というより、そもそも「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令案」という名称自体が当事者が見落とす原因である。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>他の意見募集に倣い、改正する法令が複数ある場合は、件名を「〇〇法施行令等」とまとめさせていただき、概要において、改正対象となる法令を列挙させていただいております。</p>

※上記のほか、5件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。